

16 軽油引取税

(1)軽油の引取数量に関する調

(単位:キロリットル)

区 分		数 量	
引 取 数 量	①	1,037,355	
課 税 対 象 と な ら な い 数 量	②	161,276	
差 引	(①-②) ③	876,079	
欠減量	特 約 業 者 分 1/100	7,642	
	元 売 業 者 分 0.3/100	335	
	計 ④	7,977	
課 税 標 準 量	(③-④) ⑤	868,102	
その他(申告納付等)の分	燃 料 炭 化 水 素 油 の 販 売 量	-	
	軽 油 又 は 燃 料 炭 化 水 素 油 の 販 売 量	-	
	炭 化 水 素 油 の 消 費 量	-	
	み な す 課 税 さ れ た 軽 油 の 消 費 ・ 譲 渡 量	274	
	そ の 他	1,483	
	小 計 ⑥	1,757	
	課税対象と数量	燃 料 炭 化 水 素 油 の 販 売 量	-
		軽 油 又 は 燃 料 炭 化 水 素 油 の 販 売 量	-
		炭 化 水 素 油 の 消 費 量	-
		み な す 課 税 さ れ た 軽 油 の 消 費 ・ 譲 渡 量	260
そ の 他		395	
小 計 ⑦	655		
課 税 標 準 量	(⑥-⑦) ⑧	1,102	
合 計	⑤+⑧	869,204	
特別徴収義務者数等	元 売 業 者	本店の数 1 登録数 17 事務所等の数 75	
	特 約 業 者	本店の数 68 登録数 197 事務所等の数 478	
	計	本店の数 69 登録数 214 事務所等の数 553	
	仮 特 約 業 者	本店の数 - 事務所等の数 -	

(注)

- この調は、当年度において課税したものについて作成した。
- 「引取数量①」には、法第144条の2第1項及び第2項の規定により課税客体とされる特約業者又は元売業者からの引取りに係る軽油の数量を記載した。
- 「課税対象とならない数量②」には、法第144条の5の規定により課税を免除された軽油の数量、免税証による引取数量及び合衆国軍隊等の引取りに係る免税軽油の数量の合計を記載した。
- 「その他(申告納付等)の分⑧」には、法第144条の2第3項、第4項、第5項及び第6項の規定により課税された軽油等の数量、法第144条の3の規定によりみなす課税された軽油の数量並びに法第144条の22第4項の規定(法第144条の25第5項において準用する場合を含む。)により課税された軽油の数量の合計を記載した。
- 「特別徴収義務者数等」には、平成30年2月末日現在により記載した。この場合、「本店の数」には、本店(本社)が本県に所在するものを記載した。

○ 事務所別内訳

区 分	大河原	仙台南	仙台中央	仙台北	塩 釜	
特別徴収義務者数	元 売 業 者	-	-	12	4	1
	特 約 業 者	5	18	99	25	11
	計	5	18	111	29	12
引 取 数 量	14,713,293	151,867,624	535,427,527	217,144,811	17,972,866	
課税対象とならない数量及び欠減量	2,596,673	8,144,637	88,931,751	36,113,020	3,575,788	
差 引 課 税 標 準 量	12,116,620	143,722,987	446,495,776	181,031,791	14,397,078	
申 告 納 付 等	46,758	190,189	125,708	157,608	27,523	
合 計 課 税 標 準 量	12,163,378	143,913,176	446,621,484	181,189,399	14,424,601	
調 定 額	390,444	4,619,613	14,336,549	5,816,179	463,030	

(特別徴収義務者数は、平成30年2月末日現在。)

## (2)課税対象とならない軽油に関する調

(単位:キロリットル)

区 分		免税軽油使用者数等	数 量
法第144条の5 関係	輸 出	4	38
	課 税 済 出 米	81	108,621
	小 計 ①	85	108,659
法第144条の6 関係	石 油 化 学 製 品 製 造 業	-	-
法附則第12 条の2の7 第1項関係	船 舶	1,111	11,970
	自 衛 隊 ( 機 械 等 )	2	220
	鉄 道 用 車 両 ・ 軌 道 用 車 両	4	4,471
	農 業 等	8,399	8,294
	林 業 等	56	2,335
	セメント製品製造業	26	419
	生コンクリート製造業	3	23
	電 気 供 給 業	-	-
	地 熱 資 源 開 発 事 業	-	-
	鉱 物 の 掘 採 事 業	104	18,694
	と び ・ 土 工 工 事 業	20	1,550
	鉱 さい バ ラ ス 製 造 業	1	239
	港 湾 運 送 業	10	1,422
	倉 庫 業	15	208
	貨 物 利 用 運 送 事 業	3	39
	鉄 道 貨 物 積 卸 業	-	-
	航 空 運 送 サ ー ビ ス 業	3	178
	廃 棄 物 処 理 事 業	11	502
	木 材 加 工 業	33	1,399
木 材 市 場 業	3	16	
バ ー ク 堆 肥 製 造 業	4	342	
索 道 事 業	8	289	
	小 計 ②	9,816	52,610
	ア メ リ カ 合 衆 国 軍 隊 関 係 ③	2	7
	外 国 公 館 等 の 暖 房 用 ボ イ ラ ー 関 係 ④	-	-
	合 計 ( ①+②+③+④ )	9,903	161,276

(注)

1 「林業等」には、素材生産業を含む。

2 法第144条の5関係及びアメリカ合衆国軍隊関係の「免税軽油使用者数等」欄には、平成30年2月末日現在における該当特約業者等の数を、法第144条の6及び法附則第12条の2の7第1項関係の「免税軽油使用者数等」欄には、平成30年2月末日現在における免税軽油使用者数をそれぞれ記載した。

(単位:リットル, 千円)

北部	栗原	東部	登米	気仙沼	県 計
-	-	-	-	-	17
10	6	8	7	8	197
10	6	8	7	8	214
8,334,546	17,567,584	41,711,792	8,836,806	23,778,078	1,037,354,927
1,098,929	6,858,734	15,803,492	2,966,665	3,163,389	169,253,078
7,235,617	10,708,850	25,908,300	5,870,141	20,614,689	868,101,849
60,543	10,068	216,389	99,658	167,010	1,101,454
7,296,160	10,718,918	26,124,689	5,969,799	20,781,699	869,203,303
234,207	344,077	838,602	191,631	667,093	27,901,425